様式第５号の７

協議対象建築物等自己評価書（野里街道地区）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | | 基　　準　　等 | 行為の内容 | 景観への配慮事項 |
| 景観形成の目標 | | | 歴史的な町並みに残る地域の生活文化の様式を今に伝え、伝統ある都市の個性を表す町並みの形成を目指す。 |  |  |
| 一般基準 | | | 世界遺産の城下町にふさわしい規模、位置、意匠及び色彩とするよう努め、歴史的な町並みと調和のとれたものとする。 |  |  |
| 建築物 | 位置 | | ・通りに面する壁面の位置は、歴史的な町並みの連続性に配慮する。やむを得ず通りに面して庭や駐車場等のオープンスペースを設ける場合は、歴史的な町並みとの調和や連続性に配慮する。 |  |  |
| 規模 | 高さ | ・野里街道に面した建物は、原則として２階以下とする。やむを得ず３階以上とする場合は、３階以上の壁面を野里街道の道路境界から５ｍ以上後退させる。 |  |  |
| 意匠 | 形態・意匠 | ・歴史的な町並みとの調和を図る。  ・建物の分棟、壁面の分節化等の工夫により長大壁面となることを避け、突出感や圧迫感を軽減する。 |  |  |
| 屋根・庇 | ・伝統的な周囲の建物に合わせた向き、勾配とするよう努める。  ・黒又は灰色もしくはこれに近い色彩とする。 |
| 外壁 | ・基調となる色彩は、無彩色又は茶色系統の色彩とする。  ・野里街道に面する外壁のみならず、その他の外壁も一体的な意匠とするよう努める。 |
| 建具 | ・色彩は、無彩色又は茶色系統の色彩とし、外壁と調和したものとする。ただし、ベンガラ等の伝統的な町家の色彩を用いる場合を除く。 |
| 建築設備等 | ・野里街道から見える位置には、原則として設置しない。やむを得ず見える位置に設置する場合は、覆い措置を講ずるか、形態・材料・色調を工夫し、目立たないよう配慮する。 |
| 屋外階段 | ・野里街道から見える位置には、原則として設置しない。やむを得ず見える位置に設置する場合は、歴史的な町並みに違和感を与えないよう工夫する。 |
| その他 | 照明等 | ・過剰な光源を使用せず、光源の色彩や点滅がけばけばしくならないよう配慮する。 |  |  |
| 外構  （門・柵・  塀等） | ・歴史的な町並みに調和する規模・形態・意匠とする。 |
| 日除けテント等 | ・下屋・庇などを基本とし、日除けテント等はできるだけ設置しない。やむを得ず設置する場合は、歴史的な町並みに違和感を与えない形態・意匠・色彩とする。 |
| 工作物 | 意匠 | 形態  意匠  色彩 | ・周囲に与える突出感、違和感を軽減する意匠とする。  ・基調となる色彩は、無彩色又は茶系色とする。 |  |  |
| 屋外広告物 | 景観計画における行為の制限事項 | | ・各区域の景観形成の目標や方針に基づき、建築物との一体感を図り、地域の特性と整合・調和のとれたものとする。 |  |  |
| 屋外広告物条例における一般基準 | | ・歴史的な町並みの連続性に配慮した規模、形態、意匠等であること。  ・地色は、建築物と同系色又は無彩色であること。ただし、木材等の伝統的な様式の仕上げ材を用い、歴史的な町並み景観に寄与すると認められる場合は、この限りでない。 |  |  |

※「行為の内容」欄のうち色彩に関するものについては、色彩の使用箇所ごとにマンセル表色系の値を記載すること